

目 次

議案第 94 号	燕市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について-----	1 頁
議案第 95 号	燕市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について-----	8 頁
議案第 96 号	燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について-----	10 頁

燕市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

燕市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年燕市条例第7号）の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月21日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

燕市議会政務調査費の交付に関する条例(平成18年燕市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第14項及び第15項」を「第14項から第16項」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第4条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

(政務活動費の経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要望、陳情及び各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に対して充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「代表者」を「経理責任者」に、「政務調査費収支報告書(別記様式。以下「収支報告書」という。))により政務調査費に係る収支報告書を作成し」を「別記様式により、領収書又はこれに準じる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。))を作成し」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「代表者」を「経理責任者」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な

経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式を次のように改める。

別記様式(第7条関係)

(その1)

政務活動費収支報告書

年 月 日

燕市議会議長

様

会 派 名

経理責任者名

印

年度政務活動費収支報告について

燕市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出
(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 金 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行日前にこの条例による改正前の燕市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

燕市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

燕市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年燕市条例第47号）の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月21日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

燕市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年燕市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第6項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)」を「第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)」に、「第109条第5項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)」を「第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日の前日までの間におけるこの条例による改正後の燕市証人等の実費弁償に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「第115条の2第2項(法109条第5項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第109条第6項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第2項」と、「第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第109条第5項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第1項」とする。

燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第116号）の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月21日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立により発せられたものに限る。)を受けた児童

第2条第4項中「第6条の3第1項」を「第6条の4」に改める。

第3条第2項第2号中「(障害児通園施設への入所措置を除く。)」を削り、同条第3項第1号イ中「第2条第3項第6号」を「第2条第3項第7号」に改め、同号エ中「第2条第3項第7号」を「第2条第3項第8号」に改め、同号オ中「第2条第3項第8号」を「第2条第3項第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。ただし、第2条第3項第6号の規定により対象者となる場合及び第4条の規定により受給者証の交付を受けようとする場合は、平成24年9月1日から適用するものとする。

(受給者証の有効期間)

2 この条例施行の際、第2条第3項第6号の規定により新たに第3条に定める要件に該当することとなった児童を施行日において現に監護し、又は養育している者が、平成24年12月31日までの間に第4条の規定による受給者証の交付の申請をしたときは、その者に交付する受給者証の有効期間は、燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成18年燕市規則第80号)第5条第1項の規定にかかわらず平成24年10月1日又は要件に該当することとなった翌月の初日のいずれか遅い日からとする。